

Morgan Lewis

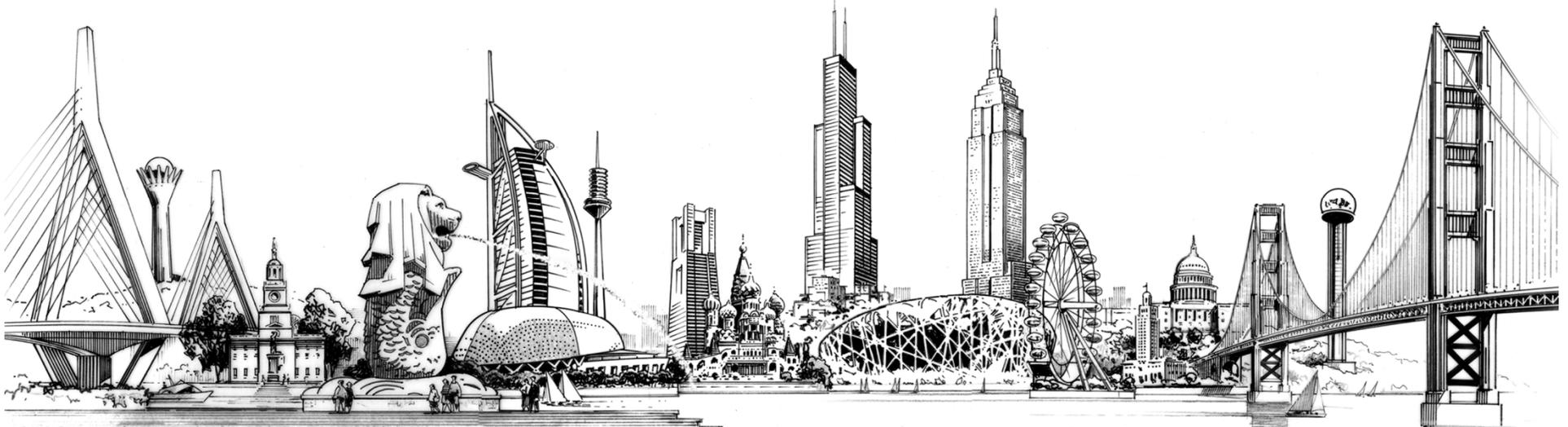
# 米国の経済制裁について

－ 日本を含む米国外企業として特に注意すべき諸側面 －

伊藤嘉秀

yoshihide.ito@morganlewis.com

2015年7月3日



# 米国の経済制裁

- 米国の経済制裁は、対外政策等執行のための重要な手段。
- 常に米国の対外関係、国内外の政治状況等により、変化。
- その執行にあたっては、行政府の裁量権が大きい。
- 域外適用の側面があるので要注意。

# 基本的な法令の枠組み

## 連邦の法令

### 特定の国等を対象としない法令

Trading with the Enemy Act (TWEA)  
International Emergency Economic Powers Act (IEEPA)  
National Emergencies Act (NEA)

Arms Export Control Act (AECA)  
International Traffic in Arms Regulations (ITAR)

Export Administration Regulations (EAR)

### 特定の国等を対象とする法令

Cuban Democracy Act  
Iran Sanctions Act  
Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act (CISADA) 他  
Executive Orders  
OFAC Regulations

# IEEPA(国際緊急経済権限法)

International Emergency Economic Powers Act, 50 USC 1701 以降

- 米国外で発生する、米国の安全保障、外交政策、又は経済に対する異例かつ重大な脅威(unusual and extraordinary threat)につき、大統領が国家緊急事態(national emergency)の宣言をした場合、大統領は以下の行為を禁止又は制限等をする権限を行使できる。

外為取引

金融機関の関与する諸取引

通貨、有価証券の輸出入

資産(property, interest in property)取引制限(凍結を含む)

(米国が武力交戦状態等の場合)資産没収

- 罰則(各違反行為ごとに適用)

民事罰：25万ドル又は対象取引額の2倍

刑事罰：100万ドル以下の罰金、20年以下の禁固刑、又は併科

# 各州の経済制裁関連法令

1996 Massachusetts Burma Law

ビルマで事業活動を行っている会社からの州政府調達禁止

Crosby v. National Foreign Trade Council (June 19, 2000)

米連邦最高裁による無効判決

連邦政府の外交政策執行権を侵害

以降連邦法が経済制裁関連法を成立させる際には、州政府への授権を明記する慣行

州政府機関等による株式投資等禁止

州政府機関等による調達禁止

2015年6月現在、少なくとも21州及びワシントンD.C.が何らかのイラン制裁法を制定。

(2013年7月12日ロードアイランド州イラン制裁法成立。)

# 関連する主要な連邦政府機関

## ➤ 財務省(OFAC)

資産凍結、包括的取引禁止、金融制裁等  
輸入管理  
SDNリストの作成、管理

## ➤ 国務省

Office of Economic Sanctions Policy and Implementation (SPI)  
イラン等に対するエネルギー関連等の制裁等を所管

Office of Threat Finance Countermeasures

テロリスト、国家犯罪組織、ソマリア沖の海賊行為、ダイヤモンドや鉱物取引を 利用した政  
府転覆行為等に対処するための連邦政府政策調整

Directorate of Defense Trade Controls (DDTC)

国防産品、国防サービス等の輸出管理

## ➤ 商務省(BIS)

民生品の輸出管理

# OFACの概要

## 包括的制裁プログラム

キューバ

イラン

シリア

スーダン (南スーダンは一般に対象外)

## 限定的制裁プログラム

(ウクライナ関連) ロシア

ビルマ (ミャンマー)

北朝鮮

南スーダン

Conflict Diamonds

# リストに基づく制裁プログラム

## 特定の活動・行為に対する制裁

テロリズム、大量破壊兵器(WMD)拡散、違法薬物取引、国際犯罪組織、ソマリア沖海賊行為、IT技術を利用した人権侵害、経済制裁回避行為等。

日本の反社会勢力(暴力団)関係者も含まれる。  
(2011年7月24日 大統領行政命令13581号は、国際犯罪組織としてYakuza, Boryokudan, Gokudoを特定。)

コンピュータ、コンピュータネットワーク、インフラ部門等への不正行為、対するサイバー攻撃および、資金、経済資源、営業秘密、個人情報、金融情報等のサイバー手段等による不正入手等(2015年4月1日大統領行政命令13694)

## 特定の(旧)政権関係者に対する制裁

バルカン半島諸国、ベラルーシ、象牙海岸、コンゴ民主共和国、Charles Taylor元リベリア政権、イラク、レバノン、リビア、イエメン、ジンバブエ

# 基本的な用語: U.S. Person

- 米国籍の個人(場所を問わない)
- 米国永住権を有する個人(場所を問わない)
- 米国内の個人、団体、その他の組織(国籍を問わない)
- 米国の法令に従って設立された法人(その外国の支店、事務所等を含む。一部の制裁規則では、米国法人の米国外の子会社も含まれる。)

# 基本的な用語: Blocking, Freezing, Rejecting

## Blocking, Freezing:

米国の管轄権の及ぶ範囲の資産凍結  
凍結された資産については、あらゆる取引が禁止される  
凍結された資産の所有権は制裁の対象となった者に帰属

## Rejecting:

直ちに凍結を義務付けられる資産ではないものの、その取引の前提となる  
取引が禁止されている場合の取引拒否

例: イラン石油資源開発関連の取引のための送金、付保、等の拒否

# 基本的な用語: SDN List

正式な名称: Specially Designated Nationals and Blocked Persons List  
<http://www.treasury.gov/ofac/downloads/t11sdn.pdf>

- 取引が禁止されている約5,800(2015年6月)の個人、法人その他の団体・組織、船舶、等を特定
- リストに明記されていなくても、リストに明記されている者(単数、複数を問わない)により50%以上所有又は実効的に支配されている者も同様の扱いを受ける
- 「50%所有」の計算方法に関するガイダンスが2014年8月13日に変更(2008年2月14日の旧ガイダンスより実質的に規制が強化)
- 頻繁に更新されている

OFACホームページ: [www.treasury.gov/ofac](http://www.treasury.gov/ofac)

OFACホットライン: 202-622-2490又は1-800-540-6322

OFAC電子メール: [OFAC\\_Feedback@treasury.gov](mailto:OFAC_Feedback@treasury.gov)

# 基本的な用語: SSI List

## Sectoral Sanctions Identification (SSI) List

- 対ロシア制裁の一環として発令された大統領行政命令13662号執行用のリスト
- 同命令に基づき、財務長官が指定したロシア経済の特定部門(例えば、金融サービス、エネルギー、金属鉱工業、エンジニアリング、防衛及び軍需品)で活動していると指定され、特定の限定的制裁対象(90日以上融資禁止等の対象)となった者のリスト。
- SSI Listのみに掲載された者の資産は凍結対象とはならない。

# 基本的な用語: General License, Specific License

## General License (一般許可)

- 業績規則等の一部として、特定の要件を満たす取引や活動を一般に許可。自己責任による判断。

## Specific License (個別許可)

- 具体的な事案、取引、活動ごとに、事前に当局に許可申請をし、書面により許可される取引または活動。
- 個別案件ごとに申請が必要。

# 国別経済制裁：キューバ

## 米国の対キューバ制裁の歴史

- 1952年 無血クーデターによりBatista政権が復活し独裁政権が始まる。Fidel Castroによる革命運動。
- 1958年3月14日 米、対キューバ武器輸出禁止。この結果、ソ連支援をうけたカストロ政権が優勢になる。
- 1959年1月 カストロ指導による革命により、カストロが実権を掌握。Batista国外亡命。以降、現在に至るまで、カストロ兄弟による社会主義政権が継続。
- 1960年5月 キューバは、ソ連からの武器輸入を開始。
- 1960年7月 米国は、キューバ産の砂糖輸入割り当てを制限。
- 1960年10月 米国の製油会社は、キューバに輸入されたソ連原油精製を拒否。カストロ政府は、米国民間企業が所有していたキューバ国内の3つの石油精製施設を没収し、国有財産化。

# 国別経済制裁：キューバ

- 1962年2月 米政府は、大統領宣言により、キューバとの取引を原則的に禁止する包括的禁輸措置を発表。これを受け、米財務省は、キューバ輸入規則(Cuban Import Regulations)を公布。
- 1963年7月 米財務省は、キューバ輸入規則に代わるキューバ資産管理規則(Cuban Assets Control Regulations)を公布。
- 1962年10月 キューバミサイル危機。
- 1992年 キューバ民主主義法(Cuban Democracy Act; CDA)が成立。  
第三国にある米国企業が所有又は支配する者による対キューバ輸出入の原則禁止  
キューバ入港の船舶の(180日間)米国寄港禁止  
キューバ向け送金の制限、等。

# 国別経済制裁: キューバ

1996年 キューバの自由および民主団結法(Cuban Liberty and Democratic Solidarity Act)(別名Helms-Burton法)が成立。

米大統領は、キューバの「移行政府(transition government)」が政権を掌握したと認定し、議会に報告をすれば、対キューバ禁輸等の措置を停止できる。

1959年1月1日以降キューバ政府により没収された資産で、米国民が同資産につきクレームを有している場合には、そのような資産を売却等(traffic)するいかなる者も、米国民に対して金銭上の賠償責任を負う。米国民は、そのような者を相手、米国内で損害賠償請求訴訟を提起できる。

# 国別経済制裁：キューバ

2000年 貿易制裁法改革および輸出拡大法(Trade Sanctions Reform and Export Enhancement Act: TSRA)成立。

一定の条件を満たすキューバ向け農産品および医薬品・医療機器の輸出が認められる。

キューバへの観光旅行が明示的に禁止。

# オバマ政権の対キューバ政策転換

- 2009年1月 米オバマ政権(第一期)発足
- 2013年1月 米オバマ政権(第二期)
- 2014年12月17日 オバマ大統領は、米国の対キューバ政策の転換を表明
- 2015年1月16日 米財務省(OFAC)および米商務省(BIS)は、対キューバ制裁関連規則の改正を行い、渡航制限や輸出入規制の限定的緩和を実施。
- 2015年7月1日 米政府は大使館の相互開設等を含むキューバとの国交回復を公表

# 国別経済制裁：キューバ

## キューバ制裁法令執行当局および関連規則

### ➤ 財務省(OFAC)

#### キューバ資産管理規則(CACR)の執行

基本的に、「米国の管轄権に服する者(Person Subject to the Jurisdiction of the U.S.)」の活動、取引、および、キューバ政府、キューバ国民の資産にかかわる禁止・規制内容を規定

米国へのキューバ原産、キューバ経由の製品の輸入禁止を規定

### ➤ 商務省(BIS)

基本的に、輸出管理規則の対象となる製品の対キューバ向け輸出、再輸出を規制

# 国別経済制裁：キューバ

「米国の管轄権に服する者(Person Subject to the Jurisdiction of the U.S.)」

米国籍もしくは永住権を有する個人、

米国の居住者、実際に米国内に居る者、

米国の法令により設立された法人その他の団体等、

米国の法令により設立された法人その他の団体により、所有もしくは支配されている法人その他の団体。

通常のU.S. Personの範囲よりも対象が広い

たとえば、在米の子会社の中南米の駐在員事務所や、中南米に有する子会社等も、CACRの規則が適用される。

# 国別経済制裁：キューバ

## キューバ資産管理規則(CACR)の概要

### A. 原則禁止取引

#### 1. キューバ関連の取引の包括的禁止

米国の管轄権に服す者による、

キューバ、または、キューバ国民が何らかの権益を有する資産が関与する取引は、米財務長官が許可しない限り、原則として禁止。

# 国別経済制裁：キューバ

## 2. キューバ関連の証券取引等の原則禁止

キューバまたはキューバ人の名義で登録もしくは記名された証券の取得、譲渡、処分、その他の取引は、原則として禁止。

## 3. キューバ産品の輸入禁止

米国の管轄権に服す者による、  
米国外における、  
以下の商品の購買、輸送、輸入その他の取引は、原則として禁止。

キューバ原産のもの、  
キューバにあったもの、もしくは、キューバを經由して輸送されたもの、  
キューバ産のものを用いて、もしくは、キューバ産のもののは製品として、  
作られたもの。

# 国別経済制裁：キューバ

## B. 制裁適用除外取引

### 1. 情報または情報資料

情報または情報資料の(キューバを含む)いずれの国からの輸入、および、いずれの国向けの輸出は、CACRによる禁止・規制の適用対象外。

ただし、米商務省(BIS)で輸出規制対象となっている技術データ、データ伝達に使用される物品の輸出は、原則として禁止。

### 2. 食料の寄贈

キューバの非政府機関または個人に対する食料の寄贈に付随して行われる取引は、CACRによる禁止・規制の対象外。

# 国別経済制裁：キューバ

## C. その他の禁止事項

### 1. キューバとの貿易に従事している船舶の入港禁止

製品の貿易、サービスの購買もしくは提供のために、キューバの港等を訪問した船舶は、キューバから出港・出発後、180日間、貨物の積み下ろしのために米国の港に入港することが禁止される。

キューバ行きの、もしくは、キューバからの、製品もしくは乗客を乗せた船舶、または、キューバもしくは、キューバ人が権益を有する製品を乗せた船舶は、そのような製品もしくは乗客を乗せたまま、米国の港に入港することが禁止。

### 2. ローン、与信、その他の金融サービスの禁止

米国民(United States National)および米国の機関は、米国民が諸権利(claims)を有する没収された資産が関与する融資のために、ローン、与信、もしくはその他の金融サービスを提供することが禁止される。

# 国別経済制裁：キューバ

## D. 許可される取引(Licenses)

1. 一般許可と個別許可の区別
2. 米国の知財に関する取引
3. 米国からの輸出、100%米国原産の製品のキューバへの再輸出等

商務省(BIS)管轄のEARにより許可された米国からキューバへの輸出、および100%米国原産の製品の第三国経由キューバ向け再輸出に通常付随する全ての取引は、一定の支払い・融資条件を満たす限り、一般に許可。

上記輸出・再輸出に関する、契約の交渉や締結に通常付随する取引に従事することも、一般に許可。

商務省のキューバ向け輸出・再輸出許可政策に合致する製品に関する、キューバでの市場調査、商業マーケティング、販売交渉、携行品納入、付帯サービスに直接付随する追加的な取引も、一般に許可。ただし、キューバ渡航日程には、過度の自由時間等を含めることは不可。

# 国別経済制裁：キューバ

4. 郵便、通信関連の取引
5. 情報または情報資料に関連する取引
6. 特定の条件を満たす船舶関連取引
7. 米国企業により所有または支配されている第三国の企業等とキューバとの貿易

# 国別経済制裁：キューバ

## 8. キューバへの渡航等

以下の目的のためのキューバへの渡航等は、一般に許可。

- 家族訪問
- 米国政府、外国政府、特定の政府間期間の公用
- 報道活動
- 専門調査もしくは専門家会合
- 教育活動
- 宗教活動
- 公演、臨床講義、ワークショップ、運動その他の競技、展示活動
- キューバ国民への支援
- 人道的プロジェクト
- 民間の基金、調査・教育機関の活動
- 情報もしくは情報資料の輸出、輸入、もしくは伝達
- 米商務省許可の対象となり得る輸出取引

# 国別経済制裁：キューバ

9. 送金
10. 旅行サービス、輸送・輸送サービス、送金サービス
11. 人道的プロジェクト
12. インターネット関連サービスの輸出・再輸出
13. 旅行者保険等によるキューバ旅行の扱い
14. 第三国で開催される会議関連の取引
15. 独立系キューバ企業家の物品またはサービスの輸入
16. キューバに関連する特定の金融取引
17. 第三国になる米国所有・米国企業のキューバ人との取引

# 国別経済制裁：キューバ

## E. 米国の管轄権に服す者が留意すべき諸点

CACRの原則禁止の枠組みに留意。

CACRで一般許可されている取引であれば、渡航を含め、それに直接付随する取引も、一般に許可。

渡航が一般に許可される場合でも、渡航目的の枠外での活動は不許可。

輸出関連の取引については、CACRで、一般許可の対象となる範疇内の製品の輸出が、一般に許可。その他は、依然として、個別許可を得なければ、輸出は不可。

# 国別経済制裁：キューバ

## F. 米国の管轄権に服さない者が留意すべき諸点

- 米国原産の製品のキューバ向け輸出・再輸出
- 米国の防衛製品が含まれている(米国外で製造された)製品のキューバ向け輸出
- 米国(EAR)により輸出規制の対象となっている製品を10%以上含む製品のキューバ向け輸出
- 第三国にある子会社、関連会社等の、キューバ関連取引
- 米国の管轄に服する者が権益を有している可能性のある資産等にかかわる取引

# 国別経済制裁：イラン

最も包括的な制裁：原則としてU.S. Person及び米国外のU.S. Personにより所有又は、支配されている者が関与するイランとのあらゆる取引を禁止

イラン原産の産品及びサービスの米国への輸入禁止(例外は、情報資料等)

イランへの(直接・間接)輸出の禁止(例外は、農産品、医薬品・医療機器、旅行、宗教活動、報道活動、人道活動、家族・親戚への送金等)

米国外の取引であっても、U.S. Personが関与している場合は、原則禁止

米国外の会社(法人)であっても、U.S. Personに所有または支配されている法人は、U.S. personと同様にイラン関連の取引に関与することが原則禁止

# 国別経済制裁:イラン

米国外のU.S. Personではない者が関与するイラン関連取引等への制裁適用  
(Secondary Sanctions)

## 一般原則

取引等にU.S. Personが一切関与しておらず、かつ、米国原産の産品等が一切含まれておらず、米ドルが使用されていない場合は、米国の法令の対象外

但し、国連の制裁、EUの制裁、関連国内法(日本では、外為法等)による輸出規制、金融取引規制等に要注意

米国連邦政府や州政府等の調達手続き参加に悪影響を及ぼすリスクあり(特にエネルギー資源関連の取引)

州政府等の投資禁止法令等により悪影響を受けるリスクあり

# 国別経済制裁：イラン

米国外のU.S. Personではない者が関与するイラン関連の取引等  
(Secondary Sanctions)(続き)

- 特定の取引は、米国の法令で禁止されているか、又は、米国による制裁措置の対象となり得る
- 米国原産の製品のイラン向け(再)輸出
- 米国原産の製品を組み込んだ外国製品(例えば、米国製のパーツ等を含む日本製品)のイラン向け輸出

# 国別経済制裁：イラン

米国外のU.S. Personではない者によるイラン関連の取引  
(Secondary Sanctions)(続き)

- 以下の条件を全て満たせば、米国産品または米国原産産品を含む産品の対イラン向け輸出に際し米当局による事前許可は一般に不要
  - EAR99に該当する米国産品
  - 外国製の製品に組み込まれたもので米国原産の産品の価額が外国原産の価額の10%に満たないもの
  - イランの石油、石油化学産業向けのものではないこと
  - イランの軍関連組織向けのものではないこと
  - 大量破壊兵器の製造、開発等のために用いられるものではないこと
  - U.S. personが関与していないこと

# 国別経済制裁:イラン

1979年11月4日                   イランのイスラム革命を支持する学生等が在テヘラン米国大使館を占拠

1996年8月5日                   Iran and Libya Sanctions Act of 1996

2010年以降対イラン追加制裁のための多くの法令が制定

2010年7月1日                   Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act (CISADA)

2011年11月21日                E.O. 13590

2011年12月31日                National Defense Authorization Act for FY 2012 (NDA 2012)

2012年7月30日                E.O. 13622

2012年8月10日                Iran Threat Reduction and Syria Human Rights Act of 2012 (TRA)

2012年10月9日                E.O. 13628

# 国別経済制裁:イラン

2013年1月2日	National Defense Authorization Act for FY 2013 (Iran Freedom and Counter-Proliferation Act of 2012) (IFCA)
2013年6月3日	E.O. 13645

# 国別経済制裁：イラン

食糧、医薬品、医療機器等の対イラン輸出は許可されている(General License)

上記の取引に必要な金融サービスの提供は許可されている

非商用の私的な送金も許可されている(但し、第3回の金融機関経由)

イラン国内の民主化、人権活動、学究活動、文化交流活動も許可される  
(但し、事前許可制)

# 国別経済制裁：イラン

2010年以降の一連の法令により、米国外のU.S. Personでない者によるものであっても、イランの以下を含む産業分野や活動に関連する取引等は、米国の制裁措置の対象となり得る。

- (a) エネルギー分野(石油、ガス等の天然資源に関連する分野)
  - (b) 石油化学分野
  - (c) 港湾及び海運、造船関連分野
  - (d) 保険、再保険、保険・再保険引き受け業務分野
  - (e) 貴金属、金属、その他の工業原料分野
  - (f) 自動車(関連部品等)分野
  - (g) 人権侵害に寄与する行為・取引
- (次ページに続く)

# 国別経済制裁：イラン

- (h) イランの政府機関又は特定のイラン人(個人)、イラン法人・団体等(SDN リスト に掲載されている者及びその者に所有若しくは支配されている者も含む)が関与するもの
- (i) 金融サービス(上記の産業分野の取引に関連するもの、イランの金融機関が関与するもの、イランの通貨が関与するもの等)
- (j) 大量破壊兵器(WMD 核、生物、化学兵器等)若しくはその運搬手段(ミサイル等)の拡散に関連するもの
- (k) テロ活動に関連するもの
- (l) 米国の制裁措置を回避するためのもの(U.S. personの便益となるために代行等するものを含む)

# 国別経済制裁：イラン

## 米証券取引委員会 (SEC) への開示・報告義務

- Iran Threat Reduction and Syria Human Rights of 2012, Sec. 219
- Securities Exchange Act (証券取引法)のSec. 13(a)でSECへの報告書提出が義務付けられている者に適用
- “Issuers” or “any affiliates of issuers”
- イランまたはイラン政府が関与する“Transactions and dealings”
  - イランの石油部門、
  - 大量破壊兵器の開発、
  - イランの人権侵害に寄与する移転・譲渡、
  - イラン革命防衛隊、
  - イランの公的債務、他。
- イラン関連通報(Iran Notice)

# 国別経済制裁：イラン

## 最近の動き

2013年11月24日 Joint Plan of Action(JPOA)

- (a) イランの原油販売をさらに減少させるための措置はとらない。現在のイラン原油の購買者が現時点での平均原油輸入量を維持することを認める。このための外国からのイランへの支払いを認め、また、原油輸入に関連する保険・運輸サービスに対する米国とEUの制裁措置も一時的に停止(suspend)する。
- (b) イランの石油化学製品及び関連サービスの輸出、及び、金その他の貴金属の取り引き等に対する米・EUの制裁の執行停止。
- (c) イランの自動車産業に対する米国の制裁の停止。
- (d) イラン民間航空機の安全確保に必要な航空機関連部品やサービスの提供等の許可。

# 国別経済制裁：イラン

JPOA(続き)

(e) 米国は、核関連の新たな制裁措置をとらない。

(f) イラン石油により得た収入を活用し、イラン国内の人道的必要(食料、農産品、医薬品、医療機器等)に対応するための貿易を可能にする制度を設ける。

2014年7月19日 JPOAの期間を11月24日まで延長する旨公表

2014年11月24日 JPOAの期間を2015年6月30日まで延長する旨公表

2015年4月2日 EU代表およびイラン外相共同声明

イランの核問題に関する包括的共同アクション計画(Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA)に盛り込むこととなる主要な要素(key parameters)につき、E3+3とイランが解決策に至った旨公表

2015年6月30日 JPOAの期間を2015年7月7日まで延長する旨公表

# 国別経済制裁：イラン

## 今後の展開

- 米国内の動向
- ウクライナ情勢を含むロシアの動き
- 中国の対応
- 制裁緩和・解除の具体的内容、スケジュール

# 国別経済制裁：ビルマ（ミャンマー）

## 現在の制裁の枠組み

1997年5月20日 ビルマに関する「国家緊急事態」の宣言（以降、1年ごとに同宣言は更新）

## 現時点での法令上の制裁措置

- (a) U.S. Personによるビルマへの新規投資の禁止
- (b) U.S. Personによるビルマへの金融サービス輸出の禁止
- (c) U.S. Personによるビルマ原産の製品の米国への輸入禁止
- (d) U.S. Personの「特定の者」との取引禁止、「特定の者」の資産凍結

「特定の者」とは、

- ビルマの旧軍政権の幹部、軍関係者
- ビルマ国内の民主化運動を抑圧した指導者
- 人権侵害や汚職、麻薬取引等に関与した者
- 上記の者により所有又は実効的に支配されている者

# 国別経済制裁:ビルマ(ミャンマー)

## 最近の制裁緩和の動き

- 2012年7月 以下の措置の緩和方針を表明  
(a) ビルマへの新規投資の禁止及び  
(b) 金融サービスの輸出禁止  
但し、U.S. Personによる対ビルマ新規投資等については、米国務省に報告義務あり
- 2012年11月 以下の措置の緩和方針を表明  
(c) ビルマ産品の米国への輸入禁止
- 2015年4月23日 Win Aung氏、Dagon International Ltd.およびDagon Timber LimitedをSDN Listから削除

# 国別経済制裁：ビルマ(ミャンマー)

2015年5月15日 米大統領はビルマにつき「国家緊急事態」の宣言。

引き続き、少なくともあと1年間は、上記の法令上の対ビルマ制裁の基本的枠組みは維持する旨公表。

これにより、U.S. personによる「特定の者」との取引禁止。また、米国の管轄権に服す「特定の者」の資産凍結は継続。

2015年秋（10月の最終週、又は11月の最初の週） ミャンマー総選挙

Thein Sein大統領の政界引退？

Shwe Mann下院議長(元軍幹部No.3)？

Aung San Suu Kyi？

憲法改正？

# 国別経済制裁:ビルマ(ミャンマー)

## 要注意事項

- SDN 等「特定の者」及びその実効的支配下にある者との取引、ジョイントベンチャー
- 米国現地法人又はU.S. Personの関与
- 金融機関等の警戒による影響
- 米国内の人権団体等の動向
- 米ドルの使用

# 国別経済制裁：シリア

- 米国原産の製品のシリア向け輸出又は再輸出の禁止
- 米国外の者による再輸出も原則として禁止
- 米国外で製造された製品に米国原産の製品が10%以上含まれている場合も、米当局の事前許可が必要

# 国別経済制裁：北朝鮮

- 北朝鮮原産の製品の米国輸入は一般に禁止
- 米国原産の製品の北朝鮮向け輸出、再輸出には、原則として事前許可が必要
- U.S. Personによる以下の行為は特に禁止
  - 船舶を、北朝鮮の船籍とすること
  - 北朝鮮船籍を所有、リース、運営、又は付保すること

## (ウクライナ問題)ロシア制裁

ロシアによるクリミア半島の実効的支配やウクライナ東部親ロシア派武装勢力支援に対し、米国は2014年3月以降一連の大統領行政命令(EO)を公布。

- 2014年3月6日大統領行政命令13660号
- 2014年3月16日大統領行政命令13661号
- 2014年3月20日大統領行政命令13662号
- 2014年12月19日大統領行政命令13685号

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

ウクライナの自由支援法(Ukraine Freedom Support Act of 2014)

2014年12月18日成立

## Sec. 4 ロシアのエネルギー部門に対する制裁措置

外国の者(foreign person)が、「特別なロシア原油プロジェクト」に、「重要な投資」を行ったと認められた場合、各種制裁措置(政府調達禁止、武器輸出禁止、輸出規制品の輸出禁止、関係者の資産にかかわる取引禁止、等)が課され得る。

Executive Order 13662のDirective 4の内容を、実質的に外国の者にも適用しようとするもの。

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

## ウクライナの自由支援法(続き)

### 「特別なロシアの原油プロジェクト(Special Russian Crude Oil Projects)」

以下のいずれかから原油を抽出(extract)するためのプロジェクト

- (A) 500フィートよりも深いロシアの排他的経済水域(exclusive economic zone of the Russian Federation in waters more than 500 feet deep);
- (B) ロシアの北極圏オフショア地域(Russian Arctic offshore locations);
- (C) ロシア国内のシェール層(shale formation located in the Russian Federation)

### 「重要な投資(significant investment)」

条文上の定義なし。

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

現時点では、以下の何れかの項目に該当するとして米財務長官が特定した者(個人、団体)等につき、米国の権限が及ぶ資産・権益等の凍結や、U.S. Personによるこれらの者との取引禁止等の制裁を可能とする法的枠組ができています。

- ウクライナの民主的手続・制度を阻害する者、
  - ウクライナの平和・安全等に脅威をもたらす者、
  - ウクライナの国家資産や重要な経済組織の資産を不正利用する者、
  - ウクライナ国内の統治権限を非合法に主張する者、
- (次ページに続く)

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

(前ページからの続き)

- 特定のロシア連邦政府・議会関係者、
- ロシア連邦の金融サービス、エネルギー、金属及び鉱業、エンジニアリング、国防及び武器関連資材などの経済部門で活動している特定の者、
- 上記の何れかに該当する者に所有・支配されている者、若しくは、これらの者を支援等する者。

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

EO13662に基づく OFAC 指令1号(2014年9月12日改正)

- ロシア金融サービス部門制裁の一環として、SSIリストに含まれる特定の法人・組織に対する制裁
- U.S. Personが、SSIリストに含まれる特定法人等と以下の取引を行うことを禁止。
  - 特定法人のため、または、その資産もしくは資産関連の権益のため、返済期間30日を越える債務に関する新たな取引、融資、その他の関与、および
  - 新たなequity の設定
- ただし、他の根拠に基づき別途制裁対象とならない限り、SSIリスト掲載者の米国内資産は凍結されない。また、U.S. Personとの上記を除く取引は可。
- OFACは2014年9月12日、指令1に基づく制裁の対象となる団体として、以下を指定。Bank of Moscow, Gazprombank OAO, Russian Agricultural Bank, Sberbank of Russia, Vnesheconombank, VTB Bank OAO.

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

EO13662に基づくOFAC指令2号(2014年9月12日改正)

ロシアの「エネルギー部門」制裁の一環として、SSIリストに含まれる特定の法人・組織に対する制裁

U.S. Personが、SSIリストに含まれる特定者等と以下の取引を行うことを禁止。

- 特定者のため、または、その資産もしくは資産関連の権益のため、返済期間30日を超える債務に関する新たな取引、融資、その他の関与
- ただし、他の根拠に基づき別途制裁対象とならない限り、SSIリスト掲載者の米国内資産は凍結されない。また、U.S. Personとの上記を除く取引は可。
- OFACは、指令2に基づく制裁対象となる団体として以下を指定。

AK Transneft OAO, OJSC Gazprom NEFT, OAO Novatek, Open Joint-Stock Company Rosneft Oil Company

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

EO13662に基づくOFAC指令3号(2014年9月12日)

ロシアの「国防および武器関連資材部門」制裁の一環として、SSIリストに含まれる特定の法人・組織に対する制裁

U.S. Personが、SSIリストに含まれる特定者(Rustee)等と以下の取引を行うことを禁止。

- 特定法人のため、または、その資産もしくは資産関連の権益のため、返済期間30日を越える債務に関する新たな取引、融資、その他の関与
- ただし、他の根拠に基づき別途制裁対象とならない限り、SSIリスト掲載者の米国内資産は凍結されない。また、U.S. Personとの上記を除く取引は可。

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

EO13662に基づくOFAC指令4号(2014年9月12日)

- ロシアの「エネルギー部門」に対する制裁の一環
- U.S. Personによる、又は、米国内の、以下の活動を原則として禁止。

ロシア国内又はロシア領域から拡張し、同国が同国の海域と主張する場所で石油生産の可能性のある、ロシアの深海、北極海オフショア、又はシェールプロジェクトのための探査又は生産を支援する、産品、役務(ただし金融サービスは含まない)、又は技術の提供、輸出、再輸出であって、かつ、

指令4号の対象となるものとして特定された者、同者の資産、又は、同者の資産に関する権益が関連するもの。

- OFACは2014年指令4に基づく制裁対象となる団体として、2014年9月12日以下を指定。

Gazprom OAO, Gazpromneft, Lukoil OAO, Rosneft, Surgutneftegas

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

米商務省(BIS)

2014年7月22日 米国原産の産品(技術等を含む)等の輸出・再輸出禁止対象となる12のロシア法人を特定

2014年8月6日 ロシアのエネルギー部門制裁措置の一環として、深海、北極海オフショア、又はシェールプロジェクトで石油生産に潜在的に資する開発又は生産に使用される可能性のある産品の輸出、再輸出、又は、外国での移転につき、原則禁止の方針及びそれに伴うEARの改正を官報公告。

# (ウクライナ問題)ロシア制裁

## 制裁対象分野

### ➤ 金融関連制裁

ロシア政府系銀行の資本市場アクセス制限

石油、通信、その他の政府系企業の資本市場アクセス制限?

SWIFTへのアクセス制限?

### ➤ エネルギー関連制裁

ロシア石油開発、輸出に関連する製品の対ロシア輸出制限

### ➤ エンジニアリング関連制裁

ウラン輸出制限?

### ➤ 金属及び鉱業関連制裁

### ➤ 武器・兵器関連制裁

# 特定分野・活動別経済制裁

テロリズム、大量破壊兵器(WMD)拡散、違法薬物取引、国際犯罪組織、サイバー攻撃、経済制裁回避行為等、特定の分野や活動に対して課される制裁。

- U.S. Personは、基本的にSDNリスト記載の者及びそれらの者により「所有」または実効的に「支配」されている者との取引を行うことが禁止されている。
- 「所有」の判断基準はSDN(単数または複数合計)直接又は間接的に50%またはそれ以上所有しているか。
- 「支配」の判断は、諸側面を総合的に検討。

# ライセンス(事前許可)

## General LicenseとSpecific License

### General License:

行政規則等により、特定の取引については、OFACの個別事前許可を得る必要なく、取引が許可されている

### Specific License:

事前にOFACによる個別審査を経て得る事前許可

# 日本(米国外)の者が米国の経済制裁関連法令の影響を受ける例

- 米国原産の製品の被制裁国・被制裁政府関係者等への再輸出
- 政府調達禁止(連邦及び州)
- 州政府の経済制裁法令に基づく調査
- 州レベルでの株式投資禁止、投資処分
- ロビイング団体等による不買・ボイコット運動、批判運動

# 法令順守対策

- 社内研修
- 法令順守体制の整備
- 事業活動の把握、モニター
- ウェブその他公開情報の管理
- M&A時のdue diligence
- 各種契約時の注意(representations and warranties)
- 自発開示(voluntary disclosure)

## ASIA

Almaty  
Astana  
Beijing  
Singapore  
Tokyo

## EUROPE

Brussels  
Frankfurt  
London  
Moscow  
Paris

## MIDDLE EAST

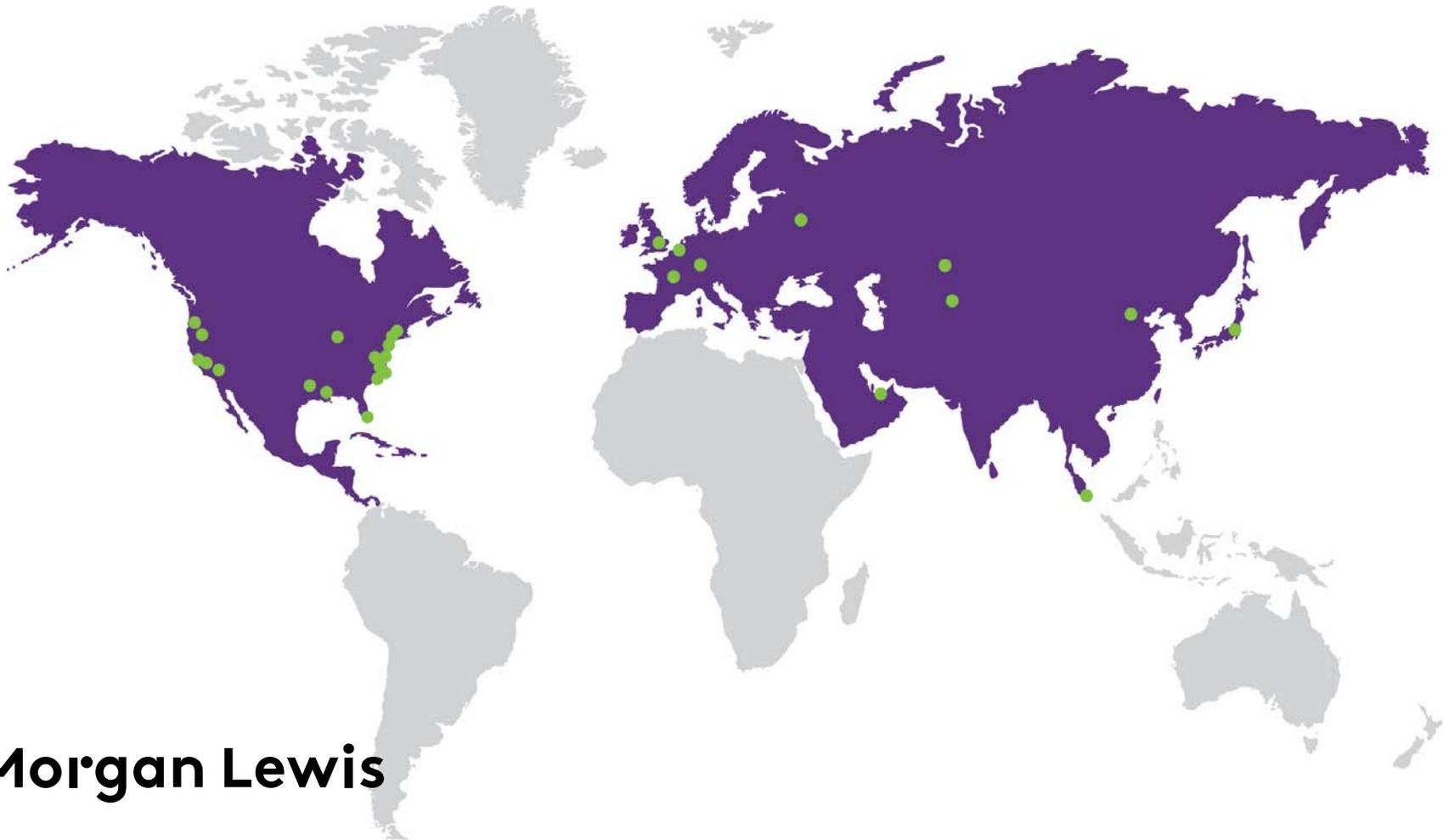
Dubai

## NORTH AMERICA

Boston  
Chicago  
Dallas  
Hartford  
Houston  
Los Angeles

Miami  
New York  
Orange County  
Philadelphia  
Pittsburgh  
Princeton

San Francisco  
Santa Monica  
Silicon Valley  
Washington, DC  
Wilmington



**Morgan Lewis**

# THANK YOU

This material is provided as a general informational service to clients and friends of Morgan, Lewis & Bockius LLP. It does not constitute, and should not be construed as, legal advice on any specific matter, nor does it create an attorney-client relationship. You should not act or refrain from acting on the basis of this information. This material may be considered Attorney Advertising in some states. Any prior results discussed in the material do not guarantee similar outcomes. Links provided from outside sources are subject to expiration or change.

© 2015 Morgan, Lewis & Bockius LLP. All Rights Reserved.